

# 鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日(金) 号外第 3 3 号

毎週火·金曜日発行

$\Diamond$	規	則	鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則(12)(消費生活センター)・4 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則(13)(環境立県推進課)・・6 鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規 則の一部を改正する規則(14)(緑豊かな自然課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(15)(農林水産総務課)・・・・9 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則を廃止する規則(16)(水産課)・・・・・・・17

### <del>----</del>公布された規則のあらまし<del>---</del>

### ◇鳥取県立消費生活センター管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 消費生活相談室の開所時間及び休所日は、次のとおりとする。

区分	開所時間	休所日			
東部消費生活相談室	センターと同じ	センターの休所日のほか、日曜日及			
	(午前8時30分から午後5時まで)	び土曜日			
中部消費生活相談室	午前9時から午後5時30分まで	センターの休所日のほか、日曜日、			
		月曜日及び休日の翌日			
西部消費生活相談室	センターと同じ	センターと同じ			
		(休日及び年末年始)			

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

### ◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

電気事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 規則中引用する電気事業法の用語を改める。
  - (2) その他所要の規定の整備を行う。
  - (3) 施行期日等
    - ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。
    - イ 所要の経過措置を講ずる。

# ◇鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

電気事業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正

特別地区内の行為の許可基準について定める規定中引用する電気事業法の条項を改める。

(2) 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正

保護管理地区内における許可を要しない行為及び立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為 について定める規定中引用する電気事業法等の条項を改める。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

# ◇鳥取県農業協同組合法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

農業協同組合法の一部が改正され、各種規程の軽微な変更は届出で足りるとされたこと等に伴い、当該届出 等の提出書類を定める等の所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 次に掲げる届出又は申請を行う者が提出する書類を定める。
    - ア 農業協同組合の信用事業規程の変更の届出

- イ 農業協同組合の共済規程の変更の届出
- ウ 農業協同組合の信託規程の変更又は廃止の届出
- エ 農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の届出
- オ 農業協同組合の農業経営規程の変更又は廃止の届出
- カ 農業協同組合の新設分割の認可の申請
- (2) 規則中引用する農業協同組合法の条項の改正その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

# ◇鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の廃止について

1 規則の廃止理由

漁業に就業するために漁業研修を受ける者に対する補助制度を創設することに伴い、これらの者に対する研 修資金等の貸付制度を廃止する。

- 2 規則の概要
  - (1) 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則は、廃止する。
  - (2) 施行期日等
    - ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。
    - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 則

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井

# 鳥取県規則第12号

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和46年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

		一管埋規則(昭和46年鳥取県				
1	次の表の改正前の欄に掲	<b>昌げる規定を同表の改正後の</b> 欄	に掲げる	規定に、下線及び太枠	で示すように改正する。	
	改	正後		改正前		
	鳥取県消費生活セ	ンター規則	<u></u> 鳥	取県立消費生活センタ	一管理規 <u>則</u>	
	(趣旨)		(趣旨)			
	第1条 この規則は、鳥	取県消費生活センター条例	第1条	この規則は、 <u>鳥取県立</u>	消費生活センターの設	
	(昭和46年鳥取県条例	第3号 <u>。以下「条例」とい</u>	置及び	管理に関する条例(昭	和46年鳥取県条例第3	
	<u>う。</u> ) <u>第8条</u> の規定に	基づき、 <u>鳥</u> 取県消費生活セン	号) <u>第</u>	<u>4条</u> の規定に基づき、	鳥取県立消費生活セン	
	<u>ター</u> (以下「 <u>センター</u>	」という。)の <u>運営</u> に関し必	<u>ター</u> (	以下「消費生活センタ	<u>ー</u> 」という。)の <u>管理</u>	
	要な事項を定めるもの	とする。	に関し	必要な事項を定めるも	のとする。	
	(開所時間)		(開所時	間)		
	第2条 <u>センター</u> の開所	時間は、午前8時30分から午	第2条 消費生活センターの開所時間は、午前8時30			
	後5時までとする。		分から	午後5時までとする。		
		らず、中部消費生活相談室の				
	開所時間は、午前9時	テから午後5時30分までとす				
	<u>る。</u>					
	(II. == = = == == = = = = = = = = = = = =		///.=====	<i>6</i> - <i>6</i> - ∖		
	(休所日等)		(休所日			
	第3条 <u>センター</u> の休所	日は、 <u>次の</u> とおりとする。		<u>消費生活センター</u> の休	所日は、 <u>次に掲ける</u> と	
	/1) 図日の知り2間	トフ -	おりと		+ (IIII 年100 年)	
		する法律(昭和23年法律第178 (以下「休日」 はいる。)			聿(昭和23年法律第178	
	で で 規定する (M F) (2) 略	(以下「休日」という。)	(2)	に規定する休日		
		ずる消费と活用数字のは正り	(2)	<b>哈</b>		
		<u> 「る消費生活相談室の休所日</u> ほか、同表の右欄のとおりと				
	する。	14 M -				
	東部消費生活相談室	日曜日及び土曜日				
	中部消費生活相談室	休日の翌日、日曜日及び月				
	1 時間及工間目標工	曜日				
ı	i	· pas 1-1	I			

<u>3</u> 所長は、特に必要があると認めるときは、<u>前2項</u> <u>2</u> 所長<u>(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県</u> 規則第32号) 第6条又は第7条の規定により知事の 権限に属する事務の委任を受けた消費生活センター の所長をいう。以下同じ。) は、特に必要があると 認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休

の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に

開所することができる。

所し、又は休所日に開所することができる。

# (指示)

第4条 所長は、消費生活センターの適正な管理を図 るため必要があると認めるときは、施設の利用者に 対し、必要な指示をすることができる。

(委任)

営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

(委任)

ターの管理に関し必要な事項は、所長が別に定め る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第13号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則(平成21年鳥取県規則第79号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前 (達成状況の報告) (達成状況の報告) 第8条 条例第8条第5項(条例第9条第3項で準用 第8条 条例第8条第5項(条例第9条第3項で準用 する場合を含む。) の規定による報告は、事業者達 する場合を含む。) の規定による報告は、事業者達 成状況報告書(様式第3号)に<u>温室効果ガス排出量</u> 成状況報告書(様式第3号)により、計画期間内の 内訳書を添付して、計画期間内の各年度について、 各年度について、報告に係る年度の翌年度の7月末 その翌年度の7月末日までに行うものとする。 日までに行うものとする。 様式第2号(第5条、第7条、第8条関係) 様式第2号(第5条、第7条関係) 温室効果ガス排出量内訳書 温室効果ガス排出量内訳書 電 小売電気事業者からの買電 電 一般電気事業者 気略 気略 略 略 略 略 注1~6 略 注1~6 略 7 小売電気事業者からの買電で、昼夜別契約を 7 一般電気事業者からの買電で、昼夜別契約を していない場合は、全量昼間買電として計算し していない場合は、全量昼間買電として計算し てください。 てください。 8 • 9 略 8 • 9 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の規定は、平成28年 度以後の各年度の取組計画及びその達成状況について適用する。

鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第14号

鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正す

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県自然環境保全条例施行規則(昭和50年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に 下線で示すように改正する

次の表の改止則の欄に掲げる規定を同表の改正後の	欄に掲ける規定に、下線で示すように改止する。
改 正 後	改 正 前
別表第1 (第14条関係)	別表第1 (第14条関係)
(1) 工作物を新築すること。	(1) 工作物を新築すること。
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ 次に掲げる工作物	ウ 次に掲げる工作物
当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び
形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土	形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土
地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼ	地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼ
すおそれが少ないこと。	すおそれが少ないこと。
(ア)~(ナ) 略	(ア)~(ナ) 略
(二) 電気事業法(昭和39年法律第170号) <u>第</u>	(二) 電気事業法(昭和39年法律第170号) <u>第</u>
2条第1項第18号に規定する電気工作物(火	2条第1項第14号に規定する電気工作物(火
力発電所を除く。)	力発電所を除く。)
(ヌ)~(ム) 略	(ヌ)~(ム) 略
エ・オ 略	エ・オ 略
(2)~(11) 略	(2)~(11) 略

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成14年鳥取県規則第93号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

### 改正後 改正前 別表第2 (第13条関係) 別表第2 (第13条関係) (1) 工作物(仮設の建築物その他の工作物をい (1) 工作物(仮設の建築物その他の工作物をい う。以下同じ。)を新築し、改築し、又は増築す う。以下同じ。)を新築し、改築し、又は増築す ることであって次に掲げるもの ることであって次に掲げるもの ア~コ 略 ア~コ 略 サ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条 サ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条 第1項第18号に規定する電気工作物を改築する 第1項第14号に規定する電気工作物を改築する こと(その現状に著しい変更を及ぼさないもの こと(その現状に著しい変更を及ぼさないもの に限る。)。 に限る。)。 シ~ト 略 シ~ト 略

 $(2)\sim(8)$  略

別表第3 (第16条関係)

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電 気工作物、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第 2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法 (昭和47年法律第88号) 第2条第4項に規定する 熱供給施設又は工業用水道事業法(昭和33年法律 第84号) 第2条第6項に規定する工業用水道施設 の保安のための行為

(7) 略

 $(2)\sim(8)$  略

別表第3 (第16条関係)

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電 気工作物、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第 2条第12項に規定するガス工作物、熱供給事業法 (昭和47年法律第88号) 第2条第4項に規定する 熱供給施設又は工業用水道事業法(昭和33年法律 第84号) 第2条第6項に規定する工業用水道施設 の保安のための行為

(7) 略

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第15号

鳥取県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県農業協同組合法施行細則(平成20年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄	『に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。				
改 正 後	改 正 前				
(申請等に係る提出書類)	(申請等に係る提出書類)				
第3条 別表の左欄に掲げる <u>者のうち</u> 同表の中欄に掲	第3条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げ				
げる申請等を <u>行うもの</u> は、それぞれ同表の右欄に掲	る申請等を <u>行おうとするとき</u> は <u>、次に掲げる書類に</u>				
げる書類を知事に提出しなければならない。	<u>加え</u> 、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提				
	出しなければならない。				
	(1) 申請等を行う理由を記載した書類(別表の2				
	<u>の項の中欄の(1)から(18)まで及び(22)並びに同</u>				
	表の3の項、5の項、7の項及び9の項の中欄に				
	掲げる申請等を行う場合に限る。)				
	(2) 申請等に係る総会(法第48条第1項の規定に				
	より総代会を置く組合にあっては、総代会。以下				
	同じ。)の議事録の謄本又は抄本(別表の2の項				
	の中欄の(2)から(4)まで、(6)、(8)から(19)				
	まで及び(22)に掲げる申請等を行う場合に限				
	<u> </u>				
2 別表の左欄に掲げる者のうち同表2の項、3の					
項、5の項、7の項又は9の項の中欄に掲げる申請					
<u>等を行うものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類</u>					
に加え、当該申請等を行う理由を記載した書類を知					
事に提出しなければならない。					
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)				
申請等を申請等の区分 提出書類	申請等を申請等の区分 提出書類				
行う者	行う者				
略	略				
9 組合 (1) 注第10条第 略	2 組合   (1) 注				

申請等を	申請等の区分	提出書類
行う者		
略		
2 組合	(1) 法 <u>第10条第</u>	略
((1)	<u>18項</u> の規定によ	
に掲げ	る組合員以外の	
る申請	者の利用割合の	
にあっ	限度の特例に係	
ては、	る指定の申請	
法第10	(2) 法第11条第	ア・イ 略
条第1	1項の規定によ	ウ 総会(法第48条
項第2	る信用事業規程	第1項の規定によ
号及び	の制定の承認の	り総代会を置く組

申請等を	申請等の区分	提出書類
行う者		
略		
2 組合	(1) 法 <u>第10条第</u>	略
((1)	<u>20項</u> の規定によ	
に掲げ	る組合員以外の	
る申請	者の利用割合の	
にあっ	限度の特例に係	
ては、	る指定の申請	
法第10	(2) 法第11条第	ア・イ 略
条第1	1項の規定によ	
項第2	る信用事業規程	
号及び	の制定の承認の	

第3号	申請	今にあってけ 総	第3号	申請	ı
の事業	17 月月	合にあっては、総代会。以下同	の事業	一 中	
を併せ		<u>じ。</u> ) の議事録の	を併せ		
行う組		謄本又は抄本	行う組		
合)	(3) 法第11条第		合)	(3) 法第11条第	ア・イ 略
Пγ		<u>ウ</u> 総会の議事録の		3項の規定によ	/ г мд
	る信用事業規程	謄本又は抄本		る信用事業規程	
	の変更の承認の	76 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T		の変更の承認の	
	申請			申請	
ŀ	(4) 法第11条第	ア 信用事業規程廃		(4) 法第11条第	信用事業規程廃止承
		— 止承認申請書		3項の規定によ	
	る信用事業規程	イ 総会の議事録の		る信用事業規程	
	の廃止の承認の			の廃止の承認の	
	申請			申請	
	(5) 法第11条第	ア 信用事業規程変			
	4項の規定によ	更届出書			
	る信用事業規程	イ 信用事業規程の			
	の変更の届出	変更箇所の新旧対			
		照表			
		ウ 総会の議事録の			
		謄本又は抄本			
	(6) 法第11条の	略		(5) 法 <u>第11条の</u>	略
	8第1項ただし			4第1項ただし	
	書(同条第2項			晝 (同条第2項	
	後段において準			後段において準	
	用する場合を含			用する場合を含	
	む。)の規定に			む。)の規定に	
	よる同一人に対			よる同一人に対	
	する信用の供与			する信用の供与	
	等の額が信用供			等の額が信用供	
	与等限度額を超			与等限度額を超	
	えることの承認			えることの承認	
	の申請 (7) 法第11条の	ア・イ 略		の申請 (6) 法第11条の	ア・イ 略
		ウ 総会の議事録の		<u>7第1項</u> の規定	
	による共済規程	<u>ルムの最事録の</u> 謄本又は抄本		による共済規程	
	の制定の承認の	<u>川台/下入(よ)ク/下</u>		の制定の承認の	
	申請			申請	
	(8) 法第11条の	ア・イ 略		(7) <u>法第11条の</u>	ア・イ 略
		ウ 総会の議事録の			ウ 総会の議事録の
	による共済規程	謄本又は抄本(法		による共済規程	
	の変更の承認の	第44条第5項の規		の変更の承認の	
	申請	定により総会の <u>決</u>		申請	定により総会の <u>議</u>
		合において、理事	1 1		合において、理事

	会で決議した場合		会で <u>議決した</u> 場合
	にあっては、理事		にあっては、理事
	会の議事録の謄本		会の議事録の謄え
	又は抄本 <u>。(10)に</u>		又は抄本)
	<u>おいて同じ。</u> )		
(9) 法第11条の	ア 共済規程廃止承	(8) 法第11条の	共済規程廃止承認。
<u>17第3項</u> の規定	認申請書	<u>7第3項</u> の規定	請書
による共済規程	イ 総会の議事録の	による共済規程	
の廃止の承認の	謄本又は抄本	の廃止の承認の	
申請		申請	
(10) 法第11条の	ア 共済規程変更届		
17第4項の規定	出書		
による共済規程	イ 共済規程の変更		
の変更の届出	箇所の新旧対照表		
	ウ 総会の議事録の		
	謄本又は抄本		
(11) 法第11条の		(9) 法第11条の	ア・イ 略
 42第1項の規定	ウ 総会の議事録の	23第1項の規定	
	謄本又は抄本	による信託規程	
の制定の承認の		の制定の承認の	
申請		申請	
(12) 法第11条の	ア・イ 略	(10) 法第11条の	ア・イ 略
	ウ 総会の議事録の	<u>23第3項</u> の規定	
	謄本又は抄本	による信託規程	
の変更の承認の	777 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	の変更の承認の	
申請		申請	
	ア 信託規程変更届		信託規程廃止承認
42第4項の規定		23第3項の規定	
	イー信託規程の変更	による信託規程	
の変更の届出	箇所の新旧対照表	の廃止の承認の	
	ウ 総会の議事録の	申請	
	謄本又は抄本	T HE	
(14) 法第11条の	ア 信託規程廃止届		
42第4項の規定			
	イ 総会の議事録の		
	謄本又は抄本		
(15) 法 <u>第11条の</u>		<u>(12)</u> 法第11条の	ア・イ 敗
	ウ 総会の議事録の	12) 伝 <u>第11来の</u>   29第1項の規定	/
		29第1項の規定   による宅地等供	
による宅地寺供 給事業実施規程		による宅地寺供   給事業実施規程	
		和事業美施規程の制定の承認の	
の制定の承認の由語			
申請 (16) 対第11条の	マ・ノ・吹	申請	7.1 m/a
(16) 法 <u>第11条の</u>		(13) 法第11条の	ノ • イ
<u> </u>	<u>ウ</u> 総会の議事録の	29第3項の規定	
による宅地等供	謄本または抄本	による宅地等供	

給事業実施規程	]		給事業実施規程	l I
			和事果大旭焼性の変更の承認の	
の変更の承認の申請			申請	
	ア 宅地等供給事業	ı││		宅地等供給事業実施
	実施規程変更届出			規程廃止承認申請書
				<u> </u>
による宅地等供			による宅地等供	
	イ 宅地等供給事業		給事業実施規程	
の変更の届出	実施規程の変更箇		の廃止の承認の	
	所の新旧対照表		申請	
	ウ総会の議事録の			
	謄本又は抄本			
	ア 宅地等供給事業			
	実施規程廃止届出			
による宅地等供				
	イ 総会の議事録の			
の廃止の届出	謄本又は抄本		, ,	
(19) 法第11条の			(15) 法第11条の	ア・イ 略
	ウ 総会の議事録の		<u>32第1項</u> の規定	
による農業経営	謄本又は抄本		による農業経営	
規程の制定の承			規程の制定の承	
認の申請			認の申請	
(20) 法第11条の			(16) 法第11条の	ア・イ 略
	ウ 総会の議事録の		<u>32第3項</u> の規定	
	謄本又は抄本		による農業経営	
規程の変更の承			規程の変更の承	
認の申請		.	認の申請	
	ア農業経営規程変			農業経営規程廃止承
51第4項の規定			32第3項の規定	認甲請書
による農業経営			による農業経営	
規程の変更の届			規程の廃止の承	
出	照表		認の申請	
	ウ 総会の議事録の			
	謄本又は抄本			
	ア農業経営規程廃			
51第4項の規定				
による農業経営				
規程の廃止の届	謄本又は抄本			
			(40) VI tobe 4 to tobe	
(23) 法第44条第			(18) 法第44条第	ノ・イ
	ウ 総会の議事録の		2項の規定によ	
る定款の変更の			る定款の変更の	占 计签40欠签 4 云
認可の申請	工 法第49条第2項		認可の申請	<u>ウ</u> 法第49条第1項
	の規定により公告			に規定する財産目
	した官報の写し及び集体者に関生さ			録及び貸借対照表
	び債権者に催告を			並びに法第49条第

行ったことを証っ る書類又は法 <u>第9</u> <u>条の4第2項</u> の舞	ナ
<u>条の4第2項</u> の	
	<u> 7</u>
	規
定による定款の気	定
めに従い公告して	
時事に関する事」	
を掲載する日刊新	
聞紙の写し若し	
は電子公告の写	_
【 ファイルの記録	
を出力して作成る	き
れた書面をいう。	
以下同じ。)(え	定
款の変更が出資	1
口の金額の減少に	2
係るものである。	논
きに限る。)	
才略	
<u></u> カ 略	
(24) 法第44条第 ア〜ウ 略	
4項の規定によ エ 総会の議事録の	カー
る定款の変更の 謄本又は抄本	_
<u></u>   届出	
(25) 略 略	$\exists \Box$
(26) 略 略	7
(27) 法第64条第 ア 略	
2項の規定によ イ 総会の議事録の	$_{\mathcal{D}}$
る解散の認可の 謄本又は抄本	_
申請 ウ 法第48条の29	室
1項の規定による	
通知の写し(総	
会において解散	
<u>決議した</u> 組合に	収
(00) 24-555 C 4 12 555 mbs	
(28) 法第64条第 略	
5項後段の規定	
17 L 7 MUTTL TO L	
による解散の届	
出	
出 (29) 法第70条の ア 新設分割認可F	申
出 (29) 法第70条の ア 新設分割認可 3第3項の規定 請書	
出 (29) 法第70条の ア 新設分割認可F	

2項の規定により 公告した官報の写 し及び債権者に催 告を行ったことを 証する書類又は法 第92条第2項の規 定による定款の定 めに従い公告した 時事に関する事項 を掲載する目刊新 聞紙の写し若しく は電子公告の写し (ファイルの記録 を出力して作成さ れた書面をいう。 以下同じ。) (定 款の変更が出資1 口の金額の減少に 係るものであると きに限る。) 工 略 才 略 (19) 法第44条第 ア〜ウ 略 4項の規定によ る定款の変更の 届出 (20) 略 略 (21) 略 略 (22) 法第64条第 2項の規定によ る解散の認可の 申請 <u>イ</u> 法第48条の2第 1項の規定による 通知の写し (総代 会において解散を 議決した組合に限 る。) (23) 法第64条第 4項後段の規定 による解散の届 出

l			謄本又は抄本(法					
			第70条の4第1項					
			の規定により総会					
			の決議を経なかっ					
			た場合にあって					
			は、理事会の議事					
			録の謄本又は抄					
			本)					
			エ 新設分割により					
			存続する組合及び					
			設立される組合の					
			定款					
			オ 初年度の事業計					
			画書					
			回音 カ 法第70条の4第					
			3項の規定による					
			公告又は通知の写					
			し(同条第1項の					
			規定により総会の					
			決議を経ないで新					
			設分割を行う場合					
			に限る。)					
		<u>(30)</u> 略	略			(24)	略	略
		<u>(31)</u> 略	略			(25)	略	略
		<u>(32)</u> 略	略			(26)	略	略
	3 組合	法第65条第2項の	ア・イ 略		3 組合	法第6	55条第2項の	ア・イ 略
	又は設	規定による合併の	ウ 各組合の合併に		又は設	規定は	こよる合併の	ウ 各組合の合併に
	立委員	認可の申請	係る総会の議事録		立委員	認可の	の申請	係る総会の議事録
			の謄本又は抄本					の謄本(法第65条
			(法第65条の2第					の2第1項の規定
			1項の規定により					により総会の <u>議決</u>
			総会の <u>決議</u> を経な					を経ないで合併を
			いで合併を行う場					行う場合にあって
			合にあっては、理					は、理事会の議事
			事会の議事録の謄					録の謄本)
			本又は抄本)					
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					<u>工 法第65条第4項</u>
								 において準用する
								<u></u> 法第49条第1項に
								規定する各組合の
								財産目録及び貸借
								対照表(出資組合
								が合併する場合に
								<u>限る。)</u>
			<u>工</u> 略					<u>才</u> 略
	1			1 1		ĺ		FH

	<u>才</u> 法第65条第4項	ı		ĺ	<u>力</u> 法第65条第4項
	において準用する				において準用する
	法第49条第2項の				法第49条第2項の
	規定により公告し				規定により公告し
	た官報の写し及び				た官報の写し及び
	債権者に催告を行				債権者に催告を行
	ったことを証する				ったことを証する
	書類又は法第97条				書類又は法第92条
	<u>の4第2項</u> の規定				<u>第2項</u> の規定によ
	による定款の定め				る定款の定めに従
	に従い公告した時				い公告した時事に
	·				
	事に関する事項を				関する事項を掲載
	掲載する日刊新聞				する日刊新聞紙の
	紙の写し若しくは				写し若しくは電子
	電子公告の写し				公告の写し
	<u>力</u> 略				<u>キ</u> 略
	<u>キ</u> 略				<u>夕</u> 略
	<u>ク</u> 法第48条の2第				<u>ケ</u> 法第48条の2第
	1項の規定による				1項の規定による
	通知の写し(総代				通知の写し(総代
	会において合併を				会において合併を
	<u>決議した</u> 場合に限				<u>議決した</u> 場合に限
	る。)				る。)
	<u>ケ</u> 略				<u>⊐</u> 略
	<u>コ</u> 法第65条の2第				<u>サ</u> 法第65条の2第
	3項の規定による				3項の規定による
	公告又は通知の写				公告又は通知の写
	し (同条第1項の				し(同条第1項の
	規定により総会の				規定により総会の
	<u>決議</u> を経ないで合				<u>議決</u> を経ないで合
	併を行う場合に限				併を行う場合に限
	る。)				る。)
	<u>サ</u> 略				<u>シ</u> 略
	<u>シ</u> 略				<u>ス</u> 略
略			略		
5 農業 略			5 農業	略	
協同組 (2) 法第96条第	ア 総会決議 (選		協同組	(2) 法第96条第	ア 総会議決 (選
合の組 1項の規定によ	挙、当選) 取消請		合の組	1項の規定によ	挙、当選) 取消請
合員 る総会の <u>決議</u> 又	求書		合員	る総会の <u>議決</u> 又	求書
は選挙若しくは	イ略			は選挙若しくは	イ略
当選の取消しの				当選の取消しの	
請求				請求	
6 農事 (1) 法 <u>第72条の</u>	略		6 農事	(1) 法 <u>第72条の</u>	略
組合法 <u>32第4項</u> の規定			組合法	<u>16第4項</u> の規定	
人による成立の届			人 ((5)	による成立の届	
•	· '	•	•	•	. '

	出			に掲げ	出	
	(2) 法第72条の	略		る申請	(2) 法第72条の	略
	<u>29第2項</u> の規定			等はかっ	<u>13第2項</u> の規定	
	による定款の変			ては、	による定款の変	
	更の届出			出資農	更の届出	
	(3) 法第72条の	略		事組合	(3) 法第72条の	略
	<u>34第2項</u> の規定			法人)	<u>17第2項</u> の規定	
	による解散の届				による解散の届	
	出				出	
	(4) 法 <u>第72条の</u>	略			(4) 法 <u>第72条の</u>	略
	<u>35第3項</u> の規定				<u>18第3項</u> の規定	
	による合併の届				による合併の届	
	出				出	
					(5) 法第73条の	ア 組織変更届
					12の規定による	イ 登記事項証明書
					組織変更の届出	
7 農事	法 <u>第72条の22</u> の規	略		7 農事	法 <u>第72条の12の6</u>	略
組合法	定による一時理事			組合法	の規定による一時	
人の組	の選任の請求			人の組	理事の選任の請求	
合員そ				合員そ		
の他利				の他利		
害関係				害関係		
人				人		
8 農事	法 <u>第72条の44</u> の規	略		8 農事	法 <u>第72条の18の10</u>	略
組合法	定による清算結了			組合法	の規定による清算	
人の清	の届出			人の清	結了の届出	
算人				算人		
9 農業	略			9 農業	略	
協同組	(2) 法第96条第	ア 総会決議 (選		協同組	(2) 法第96条第	ア 総会議決 (選
合中央	1項の規定によ	举、当選) 取消請		合中央	1項の規定によ	举、当選) 取消請
会等の	る総会の <u>決議</u> 又	求書		会等の	る総会の <u>議決</u> 又	求書
会員	は選挙若しくは	イ略		会員	は選挙若しくは	イ略
	当選の取消しの				当選の取消しの	
	請求				請求	
<u> </u>	<b>司</b>				间水	<u> </u>

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第16号

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則を廃止する規則

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則(平成12年鳥取県規則第96号)は、廃止する。

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に漁業研修支援資金の貸付けを受けた者については、廃止前の鳥取県漁業研修支援資金貸 付規則第8条及び第10条から第15条までの規定は、なおその効力を有する。